

第 13 類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

注

- 1 第 13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。
 - (a) 甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の 10% を超えるもの及び菓子にしたもの(第 17.04 項参照)
 - (b) 麦芽エキス(第 19.01 項参照)
 - (c) コーヒー、茶又はマテのエキス(第 21.01 項参照)
 - (d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス(第 22 類参照)
 - (e) 第 29.14 項又は第 29.38 項のしょう脳、グリシルリジンその他の物品
 - (f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の 50% 以上のもの(第 29.39 項参照)
 - (g) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品及び血液型判定用試薬(第 30.06 項参照)
 - (h) なめしエキス及び染色エキス(第 32.01 項及び第 32.03 項参照)
 - (ij) 精油、コンクリート、アブソリュート、レジノイド及びオレオレジン抽出物、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアソリューション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品(第 33 類参照)
 - (k) 天然ゴム、パラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム(第 40.01 項参照)

備考

- 1 第 13.02 項においてアルコール分は、温度 20 度におけるアルコールの容量分による。